

松山地方裁判所委員会（第9回）議事概要

1 日時

2月23日（金）午後2時00分から午後4時まで

2 場所

松山地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 上野公裕，春日通良，黒田徹三，澤野芳夫，西蔭健，
藤川研策，古崎孝司，宮本寿，山本耕平
増本基（欠席）

（事務担当者） 塚田事務局次長，松井総務課長，櫛辺総務課課長補佐，
渡邊庶務係長

4 松山地方裁判所長あいさつ

5 裁判所から「裁判員制度フォーラム全国2007 in 愛媛」概要説明

6 裁判員制度全国フォーラム2007用VTR上映

7 裁判所から「裁判員選任手続」について解説

8 裁判所から「経営者団体，育児・介護の環境整備の取組状況」の説明

9 議事（■委員長，○委員）

テーマ 「裁判員制度の選任手続，環境整備の問題点，今後の広報活動の在り方について」

■裁判員の選任手続について，ご意見を伺いたい。

○裁判員選任にあたり，広く辞退を認めるようにすると，暇な人だけが裁判員をすることになる。多忙であることだけを理由として辞退を認めることには賛成できない。

○裁判員の辞退を認める基準は，明確にして，なおかつ，国民が納得するような運用をしないと，国民の間に不公平感が生ずると思われる。

○裁判員を辞退できる者として70歳以上の人が挙げられているが，70歳以上は

100%に近い人が辞退するのではないかと思われる。

○仕事柄、いろいろな職業の人を証人として呼び出すことがあるが、各人それぞれに事情があり、出頭を確保することは容易ではない。多忙な医者と呼ばし出した際には、「何十人もの患者が治療を待っている。」「人の生死に関わっている。」と言われることもある。そのほか、IT企業の社長などは、大きな取引がある場合には、なかなか呼出に応じてもらえないのではなかろうか。しかし、これまでの経験では、どうしても証人として出頭してもらうことが必要なときには、執拗に説得して大学の救命救急センターの医師を呼び出したこともある。多忙な職業の人にも裁判員として参加してもらうためには、よほどの事情がない限り一律に呼び出し、各人相互の不公平感をなくすことが重要である。

○会社の決算時期に、1人しかいない経理担当者を裁判員として3日も拘束されると、実際のところ、会社側としては非常に業務に支障が出るのではないか。このようなケースで、辞退を認めないとなると、はたして国民の理解が得られるか疑問である。

○裁判員制度全国フォーラム2007の上映用VTRでは、裁判員の辞退事由を広く認めているが、私は、これらのケースでは全て辞退を認めるべきではないと考える。これまでの裁判員制度広報をみると、この制度は国民の義務であるとしていた。ここで辞退事由を容易に認めると、一般の方は参加しなくてもよい、逃れられると考えるようになる。裁判所が参加できないとする人を最初から除外するスタンスを取るならば、多くの辞退者が出ると思われる。参加できる人だけで裁判員をやればよいということになりかねず、裁判員制度自体の趣旨を没却することになりかねない。

○70歳以上の人でも健康な人は、辞退を認めなくても良いように思う。

○70歳以上の人については、参加したい人のみを裁判員にする方がよい。

○裁判員候補者は、市町村の選挙管理委員会の名簿から選ぶようになっているが、一般の方の中には、住宅取得控除など税法上の問題等により、転居届を出していない

い人もいる。これらの人は出頭が難しい状況にあり、不出頭による制裁との兼ね合いの問題となろうが、いずれにしても、不公平感がないように配慮するようにしなければならないと思われる。

○企業で働く人の中には3月、4月は忙しいが、それ以外の月は問題ないという人もいる。繁忙な期間を除外して選任を行うという運用ができれば、賛同が得られやすい。

■調査票に、そういった事情も記載していただくことを考えている。

○辞退を認めるか否かは、社会の共同体の中で、代替性（裁判員として職場離脱する者の代替要員の確保）があるかを検討する必要があると思う。代替性がなければ、辞退もやむを得ない。医師等の専門家は、医師会が支援できるような体制を整えば、参加しやすくなると思われる。農業や漁業従事者についても農協や漁協レベルの支援が必要である。

○個人病院の医師に、裁判員として参加しろと言われても、実際のところ難しいのではなかろうか。

○忙しい人でも親兄弟や子供が亡くなったときには、仕事のやりくりをして葬儀に出席している。なぜ自分だけが裁判員をしなければならないのかという意識を持たせないことが大切である。不公平感をなくして、選任されれば仕方がないと思えるようにすることが重要である。

○個人的には、裁判員候補者として呼び出されても辞退したいというのが本音である。休暇制度があっても、自分が抱える仕事の量が減るわけではないので、負担感が残る。

○辞退事由が合理的で、国民の理解が得られるものあれば、辞退を認めても良いと思う。あまり辞退事由を厳格に運用するのはいかがなものか。裁判員制度全国フォーラム2007の上映用VTRの例は、適切な運用であると考える。

10 裁判員裁判用法廷の見学

次回のテーマ

「今後の裁判員制度の広報の在り方について（仮題）」

次回期日

平成19年6月5日（火）午後2時から午後4時まで